平成２３年（フ）第２１５０号
福岡市東区青葉６丁目35番21号
債務者　小島　　薫
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７９号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙354番地１
山田アパート２－３
債務者　下村　笑美
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１６７号
福島県いわき市平鎌田字石名坂97番地　市営住宅２―10
債務者　星野亜佑美（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第３４８号
山梨県甲府市徳行３丁目３番２号　薫荘コーポ205号室
債務者　髙橋　修二
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５７号
山梨県中央市東花輪50番地11　コーポ橋戸Ａ号室
債務者　石坂　四郎
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７０号
山梨県南アルプス市上八田235番地　フレグランスカサイ201号室
債務者　山本　瑞惠
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７１号
山梨県甲斐市富竹新田1813番地１
債務者　秋山　昌子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７２号
山梨県笛吹市石和町山崎91番地１　ロイヤルハイツ210
債務者　及川　利通
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７５号
山梨県中央市乙黒603番地２
債務者　松木　真二
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７９号
山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢655番地65
債務者　土屋　征仁
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３９４号
山梨県甲府市上石田２丁目５番１号エイユーハイツ211号室
債務者　大川喜美子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９８号
長野県塩尻市大字広丘吉田1430番地４　レオパレスＯＰＥＲＡ107
債務者　工藤　明枝
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第７８１号
兵庫県芦屋市竹園町１番20―601号
債務者　加藤　久人
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２０１号
佐賀県武雄市北方町大字志久2339番地14
債務者　原　恵美子
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第１５３号
佐賀県武雄市北方町大字志久4396番地２
債務者　笠原　和代
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第３８５号
長崎県長崎市上戸町２丁目２番６号　浜口アパート202号、旧住所長崎県長崎市大浦町９番25号　山水コーポ101号
債務者　水町　和子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５５３号
熊本市水前寺１丁目13番２号
債務者　竹下ひろみ
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部